

# 一般社団法人日本データベース学会論文誌「データ ドリブンスタディーズ」規程

2022年3月24日制定

2023年7月1日改定

2023年11月27日改定

2025年2月5日改定

## I 編集方針と投稿規程

### (論文誌の名称)

第1条 日本データベース学会は、論文誌「データ ドリブンスタディーズ」を刊行する。英文名は、「Data-driven Studies」とする。

### (論文誌刊行の目的)

第2条 データ駆動型の研究が注目され、大いに期待されている今日においては、研究の進め方や評価の方法についてもパラダイムシフトが求められている。このような流れを受け、データが社会を大きく変えていく時代における新たな切り口での新たなスタイルの論文誌を発行する。

### (論文の種別)

第3条 本論文誌は、次に定める種別の論文（以下、まとめて論文という）を収録する。論文の記述言語は日本語もしくは英語である。

- (a) 一般論文 (regular paper)
- (b) データ論文 (data paper)
- (c) サーベイ論文 (survey paper)
- (d) 特別寄稿 (special contribution)

一般論文は、データベース、メディアコンテンツ、情報マネジメント、ソーシャルコンピューティング分野におけるデータ駆動型の研究開発の結果をまとめた論文をいう。データ論文はデータセットに関する記述を主体とする論文であり、本学会のコミュニティに広く興味を持たれるデータに対しアクセスを提供することを目的とする。サーベイ論文は上記分野における学術上あるいは産業上意義あると考えられる事項に対して調査した結果をまとめた論文をいう。特別寄稿は、上記以外の論文で本論文誌に資すると考えられる事項につきまとめた論文をいう。なお、論文を論文誌に掲載するにあたっては、その種別を明記する。

一般論文、データ論文、およびサーベイ論文については、編集委員会で査読を行う。一方、特別寄稿については編集委員会で閲読を行う。

### (査読の基準)

第4条 一般論文については、データ駆動型の研究開発であることを必須とするが、加えて新規性、有用性、信頼性の観点で評価を行う。ただし、新規性はデータ駆動型の研究開発・取組みとしての新規性であり、技術的な新規性を必須とはしない。また、有用性については、データ駆動型の研究開発として、得られた知見が有用であるかを評価する。データ論文につい

ては、データの有用性ならびに論文の信頼性を評価する。サーベイ論文については、本論文誌の目的を踏まえ、サーベイとしての新規性、有用性、信頼性の観点で評価を行う。

#### (投稿の原則)

第5条 論文は会員が自発的に執筆し自由に投稿するものである。学術雑誌に投稿中、採録決定、あるいは掲載済みの論文と内容が同一の投稿原稿は採録しない。ただし、本会および他学会の国際会議、研究会等に発表された論文は、途中経過報告とみなし、二重投稿には当たらないものとする。採録後に二重投稿の事実が判明した場合は採録を取り消す。投稿者は原則として、論文掲載時に本学会第一種正会員、名誉会員、維持会員、学生会員（以下、有資格会員と呼ぶ）である必要がある。投稿者が連名の場合は、少なくとも1名は本学会有資格会員でなければならない。また、掲載論文の内容についての最終責任は著者が負うものとする。

#### (編集委員会)

第6条 日本データベース学会論文誌編集委員会が編集にあたる。

#### (編集委員会の業務)

第7条 編集委員会は、次に掲げる業務を行う。

- (a) 広く本学会会員から論文を募り、査読、若しくは閲読を行い、本論文誌を刊行する。
- (b) 本学会が主催・共催する行事（研究会、ワークショップ、シンポジウム、大会等）から推薦等の連携により論文を募り、査読、若しくは閲読を行い、本論文誌を刊行する。

#### (特集)

第8条 編集委員会は、必要に応じて特集を設定することができる。特集の編集のため、対応する特集編集委員会を置く。特集編集委員会は、常設の編集委員会と同様の基準で制定する。ただし、特集編集委員会のメンバーに常設の編集委員会メンバーが1名以上入るものとする。

#### (投稿論文の査読と再投稿)

第9条 広く本学会会員から投稿してきた論文は、編集委員会が所定の査読プロセス（**II 査読プロセス**の項に示す）に則り査読して、その採否を決定する。なお、著者は論文の再投稿にあたっては次の2点に留意すること：

- (a) 一度不採録となった論文を再投稿する場合は、再投稿時に、以前の全てのコメントへの回答文を用意すること。
- (b) 不採録は条件付き採録ではないため、以前のコメントをクリアしていることがすなわち採録とはならないこと。

#### (論文の著作権など)

第10条 本学会に投稿される論文の著作権（copyright）は、最終原稿が本学会に投稿された時点で本学会に帰属する。

第11条 著作者は、投稿した論文を、それが論文誌に採録されるか否かを問わず、いつでも著作者自身あるいは著者が所属する組織体のWebサイトに掲載することができる。ただし、論文誌に掲載された論文については、論文誌の名称、巻、アーティクル番号を明記することと

する。

(その他)

第12条 論文誌は年1回、3月末付けで刊行する。

第13条 論文誌は電子的に出版する。採録が決まった論文は、最終稿が到着したものから順次、本学会のWebサイトにて公開する。

第14条 論文は、編集委員会が指定した論文様式を使用し、PDFファイルとして投稿する。詳細は別途定める。

第15条 論文は、日本語および英語の論文とする。日本語の論文については、当用漢字を使用し、専門用語はJISに準拠することとする。論文執筆にあたり不明な点は、編集委員会に問い合わせができる。

第16条 論文は、簡にして要を得た形にまとめ上げることとし、論文長は一編当たり8ページ以内を標準とする。ただし、サーベイ論文と特別寄稿はこの限りではない。

第17条 論文掲載料は1ページあたり5,000円とする。ただし、理事会が認めた場合には掲載料を免除する場合がある。

2 論文掲載料は論文掲載後、1か月以内に納付する。論文掲載後、3か月を超えて論文掲載料の支払いがない場合には、当該論文の論文誌掲載を取り消す。

## II 査読プロセス

### 【投稿論文の査読プロセス】

第18条 論文は隨時受け付ける。編集委員長は、投稿されてきた投稿論文に対して、編集委員会の議を経て、各論文につき複数名の査読者を割り当てる。

第19条 査読者は速やかに査読を行い、採録あるいは不採録のいずれかの判定を行い、査読報告書を編集委員長に送付する。

第20条 編集委員長は複数名の査読結果をもとに採否の最終判断を行い、それを編集委員会に諮る。この際、必要に応じて査読者に問合せを行うことができる。

第21条 編集委員長は、論文投稿から1ヶ月を目処に、編集委員会で承認された最終判断を報告書にまとめ、著者に通知する。

第22条 査読結果に異議あるときは、著者はそれを編集委員会に申し立てることができる。異議申し立てのあったときは、編集委員長は速やかに編集委員会を開催して、問題解決を図る。

### 【推薦論文の査読プロセス】

第23条 本学会主催および共催の研究会等から推薦された論文については、原則として投稿論文と同様のプロセスで査読を行うものとする。

第24条 推薦方式、査読期間、通知方式などの具体的なプロセスについては、編集委員会と当該研究会等の協議により、別途定めるものとする。

(規程の改廃)

第25条 本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

### 附 則

1. 本規程は、2022年3月24日から施行する。
2. 2023年7月1日の改定は、改定日より施行する。
3. 2023年11月27日の改定は、改定日から施行する。
4. 2025年2月5日の改定は、改定日から施行する。